

資料 4-2

地域間幹線系統別確保維持計画

平成 23 年 6 月 日

(住所) 長野県上田市常田一丁目 3 番 24 号

(名称) 上田バス株式会社

(代表者名) 山川 直人 印

1. 幹線系統名及び区間

系統名 : 菅平高原線

運行区間 : 上田駅～西菅平・大松

2. 幹線系統の運行に係る目的・必要性（生活交通路線である理由・路線の状況）

菅平高原は上田市中心部（上田駅）へ通じる唯一の幹線交通である路線バス（菅平高原線）以外に公共交通機関がない。そのため、車を運転できない高齢者、及び高校生を中心に生活に必要不可欠な交通として機能している。しかしながら、人口減少と自家用車の普及によりバスの利用者は減少を続けて収支悪化による会社負担の増加により、運行に様々な問題が発生している。菅平地区の住民にとって買い物、通院、通学を中心とした生活に必要不可欠な当該路線を存続していくことが必要となるため、地域公共交通確保維持事業により、菅平高原線を確保・維持していくことが必要である。

3. 幹線系統の運行に係る定量的な目標及び効果

（1）運行の目標

菅平高原線の収支率を 75% 以上とする。

乗車密度を 5 人以上とする。

（2）運行による効果

菅平高原線を維持することにより、菅平地区の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また菅平地区の高校生のほぼ 100% の通学の足を確保することができる。

4. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印 (←→)、または横棒線 (—) で記載。

●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度		
	10 月	3 月	9 月	10 月	3 月	9 月	10 月	3 月	9 月

菅平高原線の運行	4月1日着手 9月30日完了	10月1日着手 9月30日完了	10月1日着手 9月30日完了
----------	-------------------	--------------------	--------------------

5. 収益改善のために行った取組状況

菅平地区において地元説明会（菅平区議会において）を行い現状説明とバス利用促進につきお願いをした。

6. 今後の収益改善に向けた取組

バス活性化についての地元住民（菅平地区及び旧真田町）及び行政、事業者共同による会議の開催。

7. 広域行政圏の中心市町村に準ずる市町村であるという相当の理由について

平成13年以前の市町村の枠組みは、真田町及び上田市（中心市街地）の複数市町村にまたがっており、系統キロも10kmを超えていた。

※添付書類

- ・補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- ・運送予定者それぞれの、様式第1-5による補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る）
- ・表2（地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用））
- ・時刻表
- ・路線図
- ・地域間幹線系統に係る市町村等の協議状況

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)	上田市常田一丁目3番24号
(所 属)	常務取締役
(氏 名)	白井 正博
(電 話)	0268-22-1504
(F A X)	0268-25-5122
(e-mail)	info@uedabus.co.jp

地域間幹線系統別確保維持計画

平成23年6月 日

(住所) 長野県上田市常田一丁目3番24号

(名称) 上田バス株式会社

(代表者名) 山川 直人 印

1. 幹線系統名及び区間

系統名 : 真田線

運行区間 : 上田駅～真田

2. 幹線系統の運行に係る目的・必要性（生活交通路線である理由・路線の状況）

旧真田町真田地区は上田市中心部（上田駅）へ通じる唯一の幹線交通である路線バス（真田線）以外に公共交通機関がない。そのため、車を運転できない高齢者、及び高校生を中心とした生活に必要不可欠な交通として機能している。しかしながら、人口減少と自家用車の普及によりバスの利用者は減少を続けて収支悪化による会社負担の増加により、運行に様々な問題が発生している。真田地区の住民にとって買い物、通院、通学を中心とした生活に必要不可欠な当該路線を存続していくことが必要となるため、地域公共交通確保維持事業により、真田線を確保・維持していくことが必要である。

3. 幹線系統の運行に係る定量的な目標及び効果

(1) 運行の目標

真田線の収支率を75%以上とする。
乗車密度を5人以上とする。

(2) 運行による効果

真田線を維持することにより、真田地区の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また真田地区の高校生のほぼ100%の通学の足を確保することができる。

4. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印 (←→)、または横棒線 (—) で記載。

●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	10月 3月 9月	10月 3月 9月	10月 3月 9月

真田線の運行	10月1日着手	10月1日着手	10月1日着手
	9月30日完了	9月30日完了	9月30日完了

5. 収益改善のために行った取組状況

真田地区地元説明会を行い現状説明とバス利用促進につきお願いをした。
真田地域自治センターの協力で時刻表を全戸配布した。

6. 今後の収益改善に向けた取組

バス活性化についての地元住民（真田地区及び旧真田町）及び行政、事業者共同による会議の開催。

7. 広域行政圏の中心市町村に準ずる市町村であるという相当の理由について

※添付書類

- ・補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- ・運送予定者それぞれの、様式第1-5による補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る）
- ・表2（地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用））
- ・時刻表
- ・路線図
- ・地域間幹線系統に係る市町村等の協議状況

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)	上田市常田一丁目3番24号
(所 属)	常務取締役
(氏 名)	白井 正博
(電 話)	0268-22-1504
(F A X)	0268-25-5122
(e-mail)	info@uedabus.co.jp

地域間幹線系統別確保維持計画

平成23年6月 日

(住所) 長野県上田市常田一丁目3番24号

(名称) 上田バス株式会社

(代表者名) 山川 直人 印

1. 幹線系統名及び区間

系統名：傍陽線

運行区間：上田駅～入軽井沢・横道・大倉

2. 幹線系統の運行に係る目的・必要性（生活交通路線である理由・路線の状況）

旧真田町傍陽地区は上田市中心部（上田駅）へ通じる唯一の幹線交通である路線バス（菅平高原線）以外に公共交通機関がない。そのため、車を運転できない高齢者、及び高校生を中心に生活に必要不可欠な交通として機能している。しかしながら、人口減少と自家用車の普及によりバスの利用者は減少を続けて収支悪化による会社負担の増加により、運行に様々な問題が発生している。傍陽地区の住民にとって買い物、通院、通学を中心とした生活に必要不可欠な当該路線を存続していくことが必要となるため、地域公共交通確保維持事業により、傍陽線を確保・維持していくことが必要である。

3. 幹線系統の運行に係る定量的な目標及び効果

(1) 運行の目標

傍陽線の収支率を45%以上とする。

乗車密度を5人以上とする。

(2) 運行による効果

傍陽線を維持することにより、傍陽地区の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また傍陽地区の高校生のほぼ100%の通学の足を確保することができる。

4. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印(←→)、または横棒線(—)で記載。

●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	10月	3月	9月	10月	3月	9月	10月	3月	9月
傍陽線の運行		4月1日着手		10月1日着手			10月1日着手		

9月30日完了 ← → 9月30日完了 ← → 9月30日完了

5. 収益改善のために行った取組状況

傍陽地区において地元説明会を行い現状説明とバス利用促進につきお願いをした。

6. 今後の収益改善に向けた取組

バス活性化についての地元住民（傍陽地区及び旧真田町）及び行政、事業者共同による会議の開催。

7. 広域行政圏の中心市町村に準ずる市町村であるという相当の理由について

【地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱別表3に定める広域行政圏以外へアクセスする路線の場合に記入】

平成13年以前の市町村の枠組みは、真田町及び上田市（中心市街地）の複数市町村にまたがっており、系統キロも10kmを超えていた。

※添付書類

- ・補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- ・運送予定者それぞれの、様式第1-5による補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る）
- ・表2（地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用））
- ・時刻表
- ・路線図
- ・地域間幹線系統に係る市町村等の協議状況

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)	上田市常田一丁目3番24号
(所 属)	常務取締役
(氏 名)	白井 正博
(電 話)	0268-22-1504
(F A X)	0268-25-5122
(e-mail)	info@uedabus.co.jp

(様式 2)

地域間幹線系統車両取得計画

平成 23 年 6 月 日

(住所) 上田市常田一丁目 3 番 24 号

(名称) 上田バス株式会社

(代表者名) 山川 直人 印

1. 新規車両の導入を予定する幹線系統名及び区間

系統名：傍陽線

運行区間：上田駅 ~ 大倉・横道、入軽井沢

2. 車両の取得に係る目的・必要性

傍陽線使用車両中 1 台については、自社旧 4 条路線の車両を振替運用している。昨年 10 月より実証運行を行い、4 月から本運行になって中原経由ルートは道幅も狭いことから新たに小型車両を導入し、安全運行を図りたい。

3. 車両の取得に係る定量的な目標及び効果

(1) 新規車両導入に係る目標

新車の小型車両を導入することにより、当該車両の燃費の改善 (L 当り走行距離 4 km) を図り、相対的経費の削減を図る。

(2) 新規車両導入に係る効果

高齢者にとってより乗りやすい車両になり、利便性、安全性、経済性が向上する

4. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印 (←→)、または横棒線 (—) で記載。

●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	10 月	3 月	9 月	10 月	3 月	9 月	10 月	3 月	9 月
傍陽線	● 10/1	● 9/30		● 10/1	● 9/30		● 10/1	● 9/30	

※添付書類

- ・表7(車両の取得を行う事業者)
- ・車両取得に係る市町村等の協議状況

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)	上田市常田1丁目3番24郷
(所 属)	
(氏 名)	舟見哲也
(電 話)	0268-22-1504
(FAX)	0268-23-5122
(e-mail)	t.funami@uedabus.co.jp